

理事出席表 (○出席△代理)

| 氏名 | 回数 | | | | 氏名 | 回数 | | | |
|--------|----|---|---|---|---------|----|---|---|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 小原 源一 | ○ | ○ | | | 大木 幸男 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 磯市 之助 | | | | | 屋村 敏太郎 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 田中 芳太郎 | | | | | 今村 七之助 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 山下 鶴松 | | | | ○ | 藤川 龜次郎 | ○ | ○ | △ | ○ |
| 小川 帝三郎 | | | | ○ | 堀川 信次郎 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 小眞 雅次 | ○ | ○ | | ○ | 堀川 重富 | ○ | ○ | △ | ○ |
| 佐藤 九一郎 | ○ | ○ | ○ | ○ | 竹本 武吉 | ○ | △ | △ | ○ |
| 齋藤 猛 | | ○ | ○ | ○ | 横山 島崎 | | | | ○ |
| 安川 美信 | | ○ | ○ | ○ | 飯山 耕三郎 | | | | ○ |
| 仁科 周米 | ○ | ○ | ○ | ○ | 大川 福太郎 | ○ | ○ | △ | ○ |
| 田越 牛忠 | | ○ | ○ | ○ | 西本 安太郎 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大古 畑次郎 | | | | | 森中 長左衛門 | | | | ○ |
| 出口 小三郎 | | ○ | | | 飯島 勝次郎 | | | | ○ |
| 荒木 三男 | | | ○ | | 小松 宗三 | | | | ○ |
| 樋口 藤吉 | △ | | | | 飯島 三木 | | | | ○ |
| 關根 謙定 | | ○ | | | 小丹 青小 | | | | ○ |
| 我妻 中忠 | | ○ | ○ | | 小吉 藤齋 | | | | ○ |
| 中山 良多 | | ○ | ○ | | 藤田 安治郎 | | | | ○ |
| 日下 純一 | | ○ | ○ | | 藤田 安治郎 | | | | ○ |
| 關川 嘉要 | | ○ | ○ | | 藤田 安治郎 | | | | ○ |
| 大福 岡幸藏 | | | ○ | | 藤田 安治郎 | | | | ○ |
| 川如 幸藏 | | | | | 藤田 安治郎 | | | | ○ |
| 小林 淺太郎 | | | | | 藤田 安治郎 | | | | ○ |

(ロ) 労働組合法制定要求の件
(ハ) 團體協約法要求の件

(三) 十萬人突破運動の件
(ホ) 失業救済要求運動の件

- 一、財団法人日本労働會館評議員の件は原案を承認す
- 二、火災保険の團體契約に關する件は原案を可決す(別項 事業部報告参照)
- 三、十萬人突破運動に關し左の諸項を決定しなるべくこれを實行することにせり
 - (イ) 組合員の住宅に加入申込所を設置すること
 - (ロ) 組合支部事務所「労働問題相談所」の看板を掲ぐる
 - (ハ) 同一資本系統の會社工場、及同一種産業に屬する會社工場に相談會を開催すること
 - (ニ) 讀後の「労働」を宣傳に使用すること
 - (ホ) 總同盟マークを廣く宣傳する方策を樹てる事
- 四、日本労働學校開設を援助することに決定す
- 五、無産黨合同に關しては、中央委員會の意見通り、黨大會の決定せる方針に遵ひ、合同實現に向つて努力する事
- 六、關東紡績平塚工場争議に關しては、特に理事會決議に依る寄附金募集は行はざるも、各組合支部は自發的に充分なる援助を行ふこと

- 一、關東紡績平塚工場争議に關しては、左の諸候補を承認す
 - 川崎 崎 土井 直作 横濱 門司 亮
 - 東京在籍 原 虎一 東京在籍 熊本 虎造
- 二、東京神奈川府縣議院に對しては、左の諸候補を承認す
- 三、關東紡績平塚工場争議に關しては、原案を可決す(別項報告参照)
 - (一) 同盟大會に關し左記諸項を決定す
 - (イ) 大會は十月二日開催す(午前九時)
 - (ロ) 會場は日本労働會館
 - (ハ) 大會前日準備理事會を開催すること
 - (ニ) 大會バッチを作製すること
 - (ホ) 十年繼續組合員に感謝狀を贈呈すること
 - (イ) 代議員名の申告は九月廿九日とすること
 - (ホ) 紀念撮影を行ふこと
 - (ニ) 十年紀念懇親會を開催すること
 - (ホ) 其他大會に關する一切の件は之を實行委員會に任すること
- 四、議案締切は九月十五日とすること
- 五、大會提出本部案を左の如く決定す
- (イ) 毎季一回十錢(四日)同盟基金を掲げしむ

右に對して各組合は應分の寄附を行ふこと

三、無産黨合同に關して左の如く再び態度を決定す

(イ) 黨本部の方針以上に出でざること

(ロ) 各地、各組合の事情に應じ、なるべく労働組合の立場を重視して具體方針を樹てること

四、社會青年同盟支部整理に關して黨本部に進言すること

五、預金部及保險部の利用を各加盟組合に勧告すること

六、東京塗裝工組合の加盟を承認す

第四回(昭和七年九月二日午後八時)

一、關東紡績平塚工場争議に關しては原案を可決す(別項報告参照)

(一) 同盟大會に關し左記諸項を決定す

(イ) 大會は十月二日開催す(午前九時)

(ロ) 會場は日本労働會館

(ハ) 大會前日準備理事會を開催すること

(ニ) 大會バッチを作製すること

(ホ) 十年繼續組合員に感謝狀を贈呈すること

(イ) 代議員名の申告は九月廿九日とすること

(ホ) 紀念撮影を行ふこと

(ニ) 十年紀念懇親會を開催すること

(ホ) 其他大會に關する一切の件は之を實行委員會に任すること

(一) 議案締切は九月十五日とすること

(イ) 大會提出本部案を左の如く決定す

(イ) 毎季一回十錢(四日)同盟基金を掲げしむ